

次期北本市教育振興基本計画（案）修正案

※本資料は、資料 1 0 「次期北本市教育振興基本計画検討会議 意見及びその措置」に係る修正案となります。

～下記の番号（C●）は、資料 1 0 の項目ごとの番号と一致します～

資料 1 0 の意見番号	修正案の頁
C 3	1
C 4	2
C 5	3
C 6	4
C 7	5
C 8、13	6
C2、10、13	7
C2、10、11、12、13	8
C14	9
C16、17	10
C18	11
C19	12
C20	13
C21、22	14
C25	15
C27	16

※意見番号C 1、23、24、26については一般質疑等となることから、資料 10 の「回答」の欄に示す回答による対応となります。

※意見番号C 9、15については簡易修正となることから、修正案の掲載は省略させていただきます。

2 今後の北本の教育課題や要点

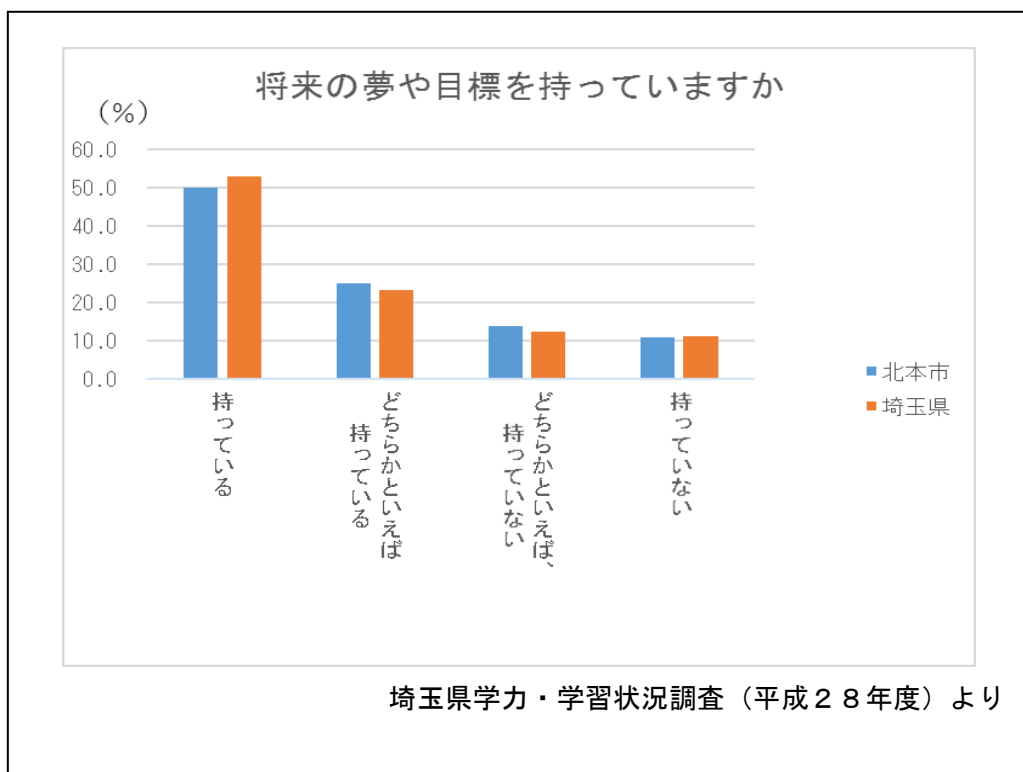
教育を取り巻く社会の動向や第1期計画の検証結果などから、今後の北本市の教育課題や教育施策を展開していく上での要点として、(1) 確かな学力と自立する力、(2) 心や体、(3) 学校の教育活動、(4) 家庭や地域の教育、(5) 生涯学習、(6) 文化財保護 の6つに大きく整理することができます。

(1) 確かな学力と自立する力について

■ 生きる力の育成

変化が激しい現代の社会において、将来を予測することはますます困難なものとなっています。これからの社会を担っていく子供たちが、幸福な生涯を実現していくためには、夢や志を持ち、学びをとおして人生を切り拓き、社会の中で役割を果たすことの出来る人へ育成していくことが求められています。

そのためには基礎的な知識・技能の確実な習得と、それらを活用して問題を解決する能力や豊かな人間性、たくましく生き抜くための健康・体力、つまり「生きる力」の育成が引き続き必要です。



資料9の計画案ではP13となります。

C 4

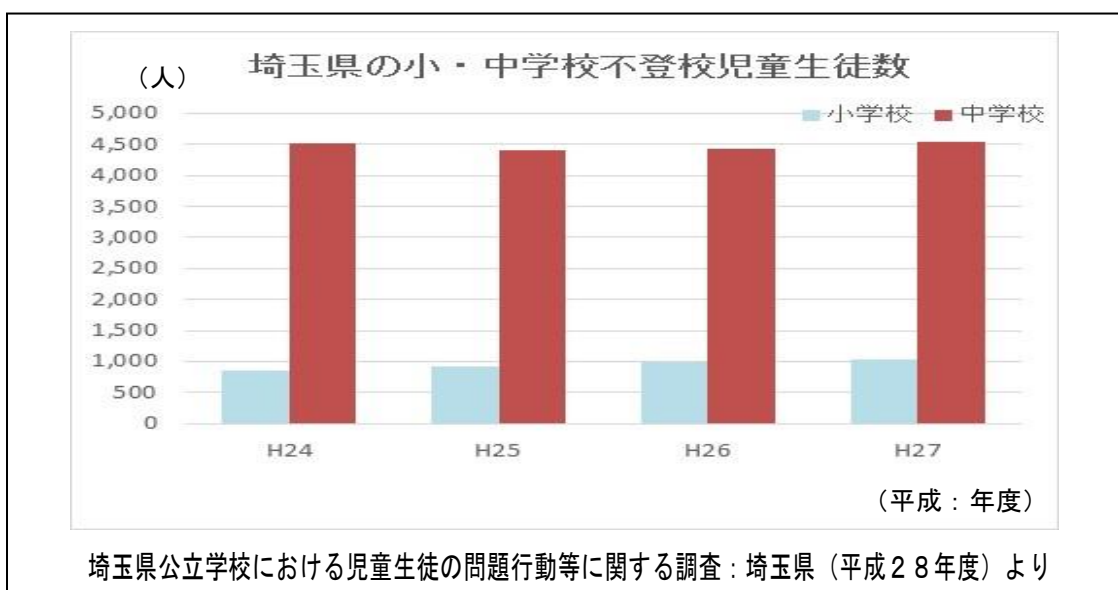
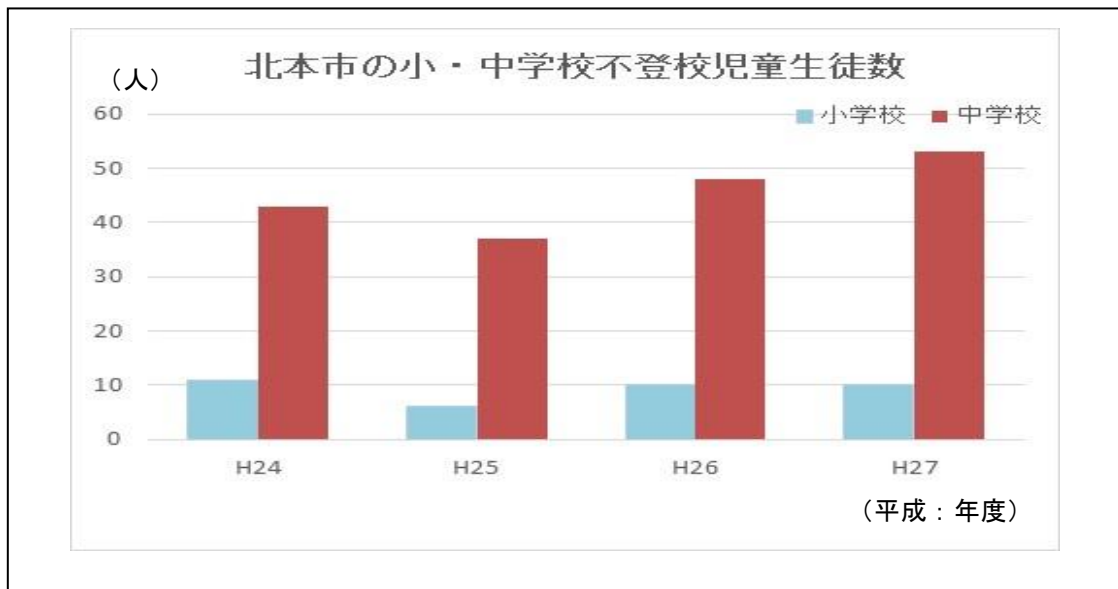
(2) 心や体について

■ 不登校児童生徒の解消

不登校により、子供たちの「確かな学力」や「体力」、「社会性（人間関係）」を身に付ける機会は少なくなります。また、不登校は、将来の引きこもりやニートなどの増大にもつながることが懸念されます。

北本市の不登校児童生徒数は、ここ数年増加しており、特に中学校における不登校の解消について、引き続き大きな課題と考えられます。

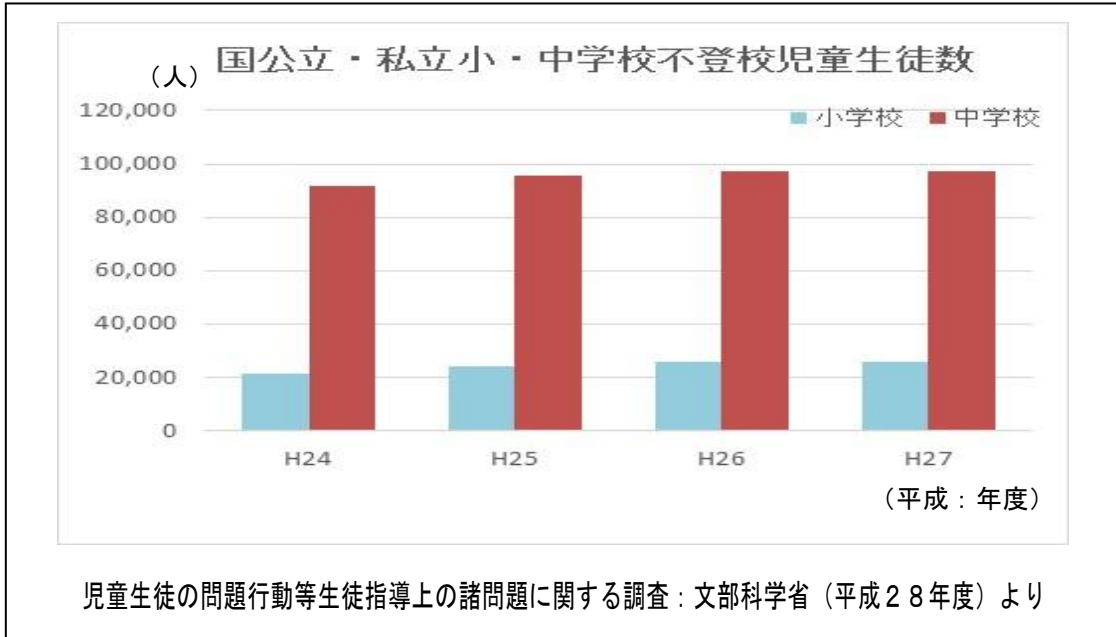
※検討会議C4意見対応済み(上下グラフの横軸年度をH24~H27年度値で統一)



資料9の計画案ではP14となります。

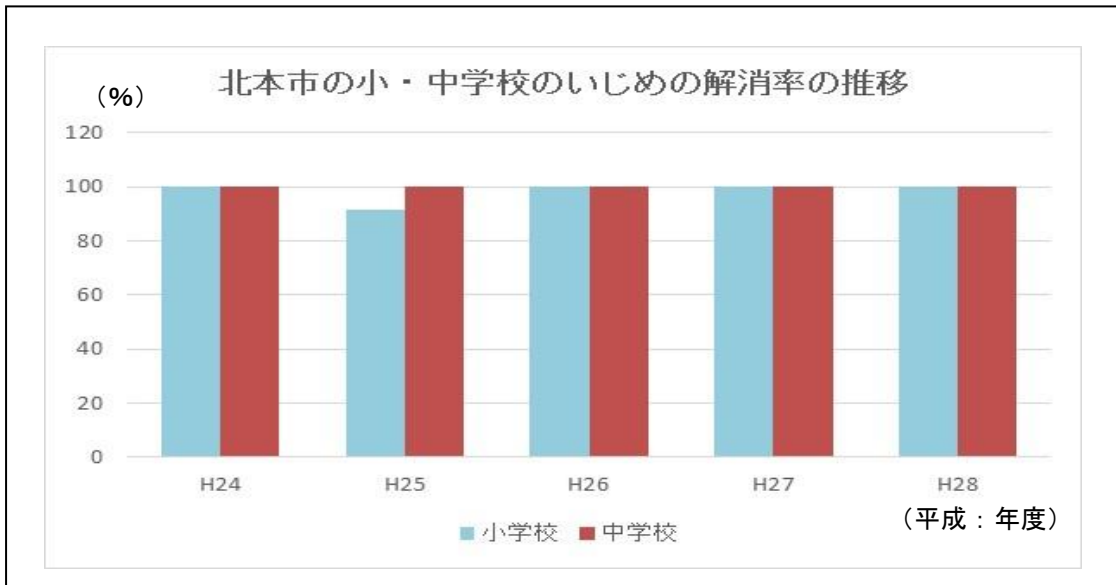
C 5

※検討会議C5意見対応済み（タイトル修正に加え小学校値の訂正）
 （グラフタイトルを「国公立・市立」→「国公立・私立」に訂正）



■ いじめの解消

被害者を一方的に苦しめる「いじめ」は本市において、ここ数年は解消率100%^{*}で推移していますが、どの学校でも起こりうると認識した上で積極的に認知し、「いじめの解消率」を100%とするため、早期対応に努めることが重要です。近年は、スマートフォンなどの普及に伴い、児童生徒の所持率も高まる傾向にあるため、ネットいじめなど、加害者が特定できないケースの発生の増加が引き続き懸念されます。



※H29.8.29グラフ差替え（調整中となっていたH28年度値を反映）

資料9の計画案ではP15となります。

C 6

(5) 生涯学習について

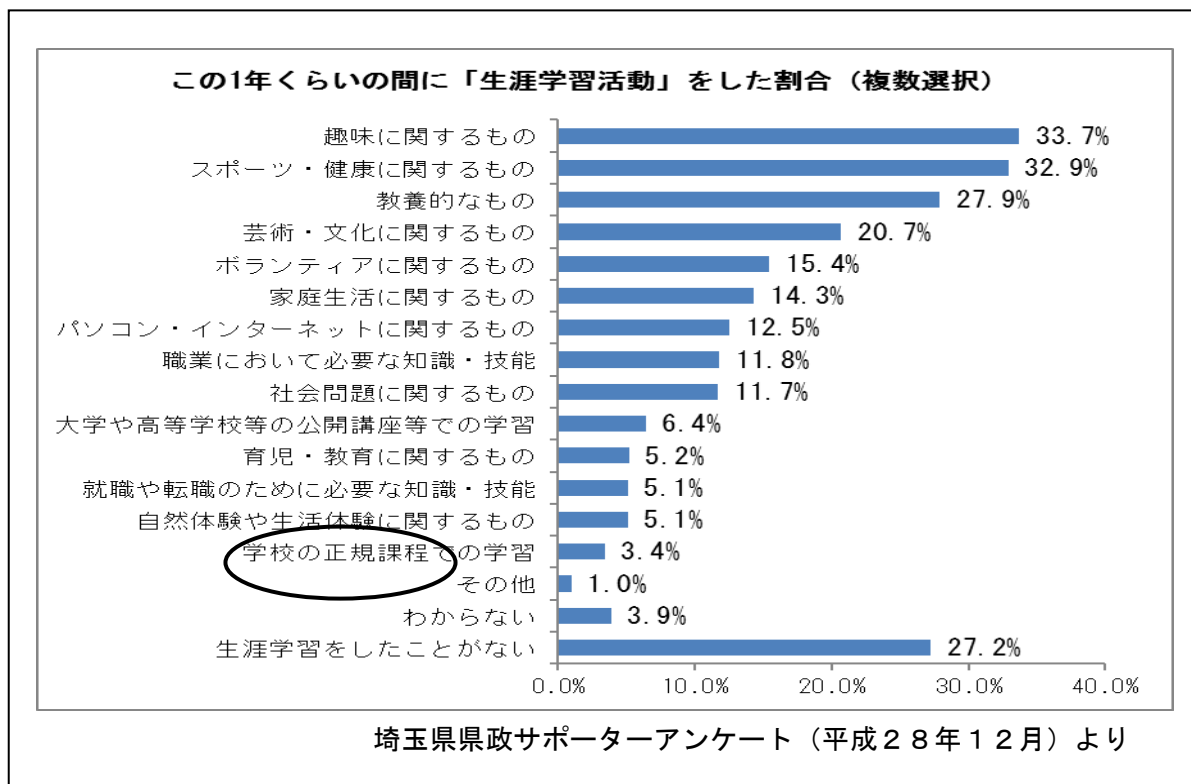
■ 生涯学習の推進

北本市では、「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進しています。

今後は、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域など現代的課題の学習、リカレント教育^{*}を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備が必要です。

また、埼玉県の統計によると、約27%の方が過去1年間に生涯学習活動をしたことがないと回答しています。このため、生涯学習をできる環境を整えることも重要な課題です。

※検討会議C 6 意見対応済み(グラフ図内設問の用語修正)



資料9の計画案ではP18となります。

2 基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）の視点から授業改善を進め、小学校1年生から4年生までにおける少人数学級編制など、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の学習過程を質的に高め、主体的・対話的で深い学びを実現させます。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校協議会等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を図ることにより、一人一人の教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。

また、学校施設をはじめとした、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

資料9の計画案ではP21となります。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善

—現状と課題—

学習到達度調査（PISA）によると、日本の生徒の学力は改善傾向にある一方で、判断の根拠や理由を示しながら、自分の考えを述べることについて課題が指摘されています。

子供たちの学びの改善のためには、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」など、アクティブ・ラーニング^{*}の3つの視点からの学習過程の質的改善が求められています。

■施策の方向性

- 国や県の学習状況調査の結果などの分析をもとに、各小・中学校が学力の状況を把握し、課題を見出して実効ある対策を立て、積極的に授業に生かすとともに、家庭と積極的に連携し、家庭学習の定着を図ります。
- 課題研究や校内研修を活用し、小・中学校の教師の交流を図り、教職員の指導力向上を目指します。

■主な取組

- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
 - ・地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善をとおして、教育課程に基づく教育活動の質の向上に努めます。
- 新たな教育課題に対応した教員養成と指導力向上研修
 - ・アクティブ・ラーニング型研修への転換を図り、教師の指導方法について再構築を進め、教師自身が新たな指導法を体感できる研修会を実施します。
 - ・学び続ける意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容と方法を工夫し、改善を図ります。
- 義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育（学校4・3・2制^{*}）の推進
 - ・児童生徒の発達段階やその特性に応じて、適切に支援します。
 - ・児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解、子供の指導に関する情報の共有化などを図ります。

資料9の計画案ではP27となります。

C2、10、13

I - 3の施策名変更に伴い、資料9の計画案の「目次」と基本目標Iの表題となるP26についても、当該施策名に変更しています。

施策の体系①

共に学び 未来を拓く 北本の教育(仮)

基本目標	施策
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
	2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
	3 <u>「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組</u>
	4 進路指導・キャリア教育の推進
	5 本物にふれる事業の推進
	6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	1 基本的人権を尊重する教育の推進
	2 人権啓発活動の推進
	3 心の教育の推進
	4 ボランティア・福祉教育の推進
	5 生徒指導・教育相談体制の充実
	6 児童生徒の健康の保持増進
	7 運動習慣の形成と体力向上の推進
	8 安全教育の推進と安全管理の徹底
基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進
	2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
	3 教職員の資質の向上
	4 教育環境の整備・充実
	5 学校経営の改革推進

資料9の計画案ではP24となります。

C2、10、11、12、13

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組

—現状と課題—

近年、子供たちの学習意欲、学力、規範意識や体力の低下などが指摘されています。このため、学校・家庭・地域が連携して教育活動を展開し、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる必要があります。

■施策の方向性

○小・中学校、家庭、地域が連携し、これまで推進してきた埼玉県の「教育に関する3つの達成目標」に掲げられた理念に基づいた取組により、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせ、子供たちの生きる力をはぐくみます。

■主な取組

- 「学力」・「規律ある態度」・「体力」の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる教育の推進
- ・児童生徒が「読む・書く」・「計算」の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、教育活動の充実に努めます。
- ・学習指導要領の趣旨に沿って、育成を目指す資質・能力を明確化します。
- ・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、教育活動の充実に努めます。
- ・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各小・中学校であいさつ運動を実施します。
- ・「体力」について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなど、体力向上に取り組みます。
- 知識の理解の質を高め、確かな学力を育成する教育の推進
- ・児童生徒一人一人の学力の向上や生きる力を育てるため、発達段階と各小・中学校の実態を踏まえながら、地域の教育力を活用した学習の支援を実施します。



資料9の計画案ではP31となります。

C14

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策4 進路指導・キャリア教育の推進

—現状と課題—

近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化を背景として、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しています。このような変化の中で、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、組織的・系統的なキャリア教育の推進が求められています。

様々な教育活動を通じ、児童生徒が身に付けるべき基礎的・汎用的能力（①人間関係・社会形成能力②自己理解・自己管理能力③課題対応能力④キャリアプランニング能力）の育成を中心に、指導・支援する必要があります。

■施策の方向性

- 小学校段階からの教育活動を通じてキャリア教育を推進し、社会との接続を意識させ、社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力をはぐくみます。
- 生徒が学校での学びと将来の生活や社会、職業などとの関連が意識できるよう、地域・家庭・企業などが一体となって、職場体験活動を推進します。

■主な取組

- 積極的な進路相談の実施
 - ・児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施します。
 - ・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を実施します。
- 家庭や関連機関との連携の強化
 - ・学校だより、家庭教育講演会等で進路選択に関する家庭での教育を啓発・支援します。
 - ・職業に関心をもたせるため、地域の職業人による講演会等を開催します。
- 職場体験の充実
 - ・企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となって実施し、実践的な職業教育を充実させます。
- 職業教育・産業教育の推進
 - ・社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。

資料9の計画案ではP32となります。

C 16、17

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 心の教育の推進

—現状と課題—

少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感などについての子供たちの意識が低くなってきています。

生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな心をはぐくむためには、学校・家庭・地域が一体となって心の教育に取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。
- 学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。

■主な取組

- 道徳の時間における学習指導の工夫
 - ・私たちの道徳^{*}や彩の国の道徳^{*}など、各種資料を効果的に活用するとともに、教科化に伴い、話し合いの形態などを工夫することで、答えが一つでない道徳的課題について、一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、自分自身の問題と捉えて自身と向き合うための「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ります。
- 特別活動の充実
 - ・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。
- 部活動の充実
 - ・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。
 - ・より専門的な指導を補完できる部活動の指導員を配置して、充実した部活動を推進します。
- 体験的な学習等の推進
 - ・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。

資料9の計画案ではP39となります。

C 18

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

—現状と課題—

児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに寄り添い、生活上の困難さを体感し、福祉や介護への関心を高め、より良い生き方を目指していくことはとても大切なことです。

今後、さらに高齢化が進行する中で、福祉や介護に関する問題に対して主体的に取り組む姿勢を身に付けさせる事業を進めていくことが必要です。

■施策の方向性

- 児童生徒の発達段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

■主な取組

- ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進
 - ・児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者等との交流活動や施設訪問等 をとおして、思いやりの心をはぐくみます。
- 関係団体との適切な連携
 - ・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。



小学校4年生 総合的な学習 福祉体験（車いす体験・盲導犬集会）

資料9の計画案ではP41となります。

C 19

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

—現状と課題—

子供の日常生活から運動や遊びの時間・空間・仲間が減少しており、北本市の児童生徒の全体としての体力は県平均値よりやや良い状況にあるものの、昭和60年頃をピークに低下、停滞傾向にあります。

運動習慣の形成と体力の向上を推進するには、体育授業のより一層の充実を図るとともに、学校の教育活動全体で体力向上に取り組むことが重要です。

また、学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる顧問教員などの確保が課題となっています。

■施策の方向性

- 児童生徒の体力の向上を推進します。
- 体力向上推進委員会を核に、学校体育の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組みます。
- 専門的な技術指導ができる地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。
- 児童対象の運動教室を開催し、児童がスポーツに親しむ動機付けを行います。

■主な取組

- 児童生徒の体力向上の取組
 - ・児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなどして、主体的に運動に取り組ませるとともに、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。
- 学校体育の充実
 - ・各校の体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするともに、具体的な解決策を検討・実践し、検証及び改善に生かします。
 - ・各校の体力課題を明確にし、体力向上のための研究実践を推進するとともに、その取組や成果について北本市体力向上推進委員会で共有し、各学校に広めます。
 - ・体育の授業研究会の研究結果を活用するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。
 - ・武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。

資料9の計画案ではP46となります。

C 20

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進

—現状と課題—

人口減少と少子高齢化の急速な進展や日々加速する高度情報化社会において、子供たちの力や態度にも大きな変化がみられるようになり、いわゆる「小1*プロブレム」や「中1*ギャップ」と呼ばれる問題や低年齢からの非行問題行動の増加、不登校*等の問題が現れてきています。

子供には、それぞれの発達段階における経験や、身に付けることが期待される知識・技能があり、これらは適切な段階を経て、身に付けていくことが大切です。しかし、それができていない例もみられます。

■施策の方向性

- 児童生徒の育ちを長期的に支援するという観点や義務教育9年間で同じ方向性を目指し、児童生徒の力を継続して支えていくという学びの連続の構築や、発達段階に応じた適切な指導という観点から、小・中学校を中学校区ごとに分け、施設分離型の学校4・3・2制*（小中一貫教育）を推進します。
- 子供たちの生きる力をはぐくみ、次の教育場面で円滑、かつ、継続的な指導が行えるように、小学校入学前における小学校と幼稚園・保育園（所）との連携、小・中学校と高等学校との連携等の異校種間連携を推進します。

■主な取組

- 学校4・3・2制（小中一貫教育）に係る教育活動の推進
 - ・小・中学校において、小学校1～4年の4年間、小学校5・6年と中学校1年の3年間、中学校2・3年の2年間をくくりとしたそれぞれの発達段階に応じた教育活動を柱に、9年間を見通した教育課程を編成するとともに、児童生徒の交流などをおし、中1ギャップや発達の早期化に対応する施設分離型の小中一貫教育を推進します。
 - ・学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわり、小・中学校における義務教育9年間をとおした指導方法の系統性を図り、児童生徒の生きる力の育成を図ります。
- 少人数学級を実現する市費採用教員、学校4・3・2制推進非常勤講師の活用
 - ・小学校1・2年生における30人程度学級、小学校3・4年生における35人程度学級を行うことにより、少人数学級によるきめ細かな指導を行います。

資料9の計画案ではP51となります。

C 21、 22

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策3 教職員の資質の向上

—現状と課題—

質の高い学校教育を推進するためには、教職員の指導力の向上は不可欠です。しかし、教職員の大量退職及び若手教職員の大量採用の時期を迎え、教職員の資質向上に向け、組織としての教職員育成が求められています。

また、教職員にとって、教職員間の交流をとおして、お互いの長所を学び合い、資質の向上を図ることはとても重要であり、特にベテラン教員から若手教員への教育技術の伝承は急務となっています。

さらに、教職員の心身の健康の保持、増進も重要な課題です。

■施策の方向性

- 教職員に係る多様な研修を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- 教職員の人事交流を推進し、教職員の職務経験を豊かにするとともに、学校教育の活性化を図ります。
- 学校内における教職員間交流及びベテランから若手への教育技術の伝承を推進します。
- 教職員の綱紀粛正、事故防止の徹底に努めます。
- 児童生徒への適切な指導に資するため、教職員の適切な健康管理やメンタルヘルスの保持、増進を図ります。

■主な取組

- 教職員研修の充実
 - ・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と指導力を高めます。
 - ・若手教職員研修や教員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
 - ・市立教育センターにおける教職員対象の各種研修会の充実を図ります。
- 教職員の人事交流の推進
 - ・広域的かつ計画的な人事交流により、教職員の視野を広め、職務経験を豊かにすることで、魅力ある学校づくりを推進します。
 - ・教職員の小・中学校の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。
- 校内における教職員間の学びあい研修の推進
 - ・ベテラン教職員を手本とした若手教職員への教育技術の伝承を推進します。

資料9の計画案ではP54となります。

C 25

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

施策3 文化芸術活動の推進

—現状と課題—

心豊かなまちづくりを推進するためには、文化芸術の振興が必要です。このため、北本市では、文化団体連合会など文化芸術活動を行っている団体等に対する支援を行っています。

また、文化芸術活動に係る市民の作品発表の場として、毎年、市民文化祭を開催しています。

今後も、このような支援や場をとおして、市民の文化芸術活動を推進していくことが求められています。

■施策の方向性

- 市民に文化芸術活動の発表の場を提供します。
- 地域文化の振興に取り組みます。

■主な取組

- 市民文化祭の開催
 - ・市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。
- 市民文芸誌の刊行
 - ・市民の文芸活動の振興を図るため、詩、俳句、小説等を公募し、掲載するための市民文芸誌「むくろじ」等を刊行します。
- 文化団体等の活動の支援
 - ・文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。
 - ・文化団体等の活動などを掲載した生涯学習情報誌^{*}を発行し、地域文化活動の活性化を図ります。



北本市市民文化祭「芸術展」の様子

資料9の計画案ではP71となります。

C27

Ⅲ 数値目標（指標）等

第2期計画の進捗状況の把握と成果を明らかにしていくため、各施策の達成目標として掲げる指標（数値目標）は、次のとおりとなります。

指標	現状 (平成28年度末)	目標 (平成34年度末)	関連施策
県学習状況調査の <u>各学年の平均正答率が県平均を上回る教科の割合</u>	<u>86%</u>	<u>100%</u>	I 1 ほか
新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクの割合	83.95%	87.0%	II 7
学校給食における地場産食材の使用量	6,563kg	10,000kg	II 6
放課後子ども教室における学童との共通プログラムの実施頻度	各教室 1回/年	各教室 35回/年	III 4 IV 2
学校4・3・2制における児童生徒の交流活動実施回数	218回/年	240回/年	III I (I 1・II 5)
学校応援団の年間支援活動日数（1校平均）	169.6日	185日	IV 4
市民大学きたもと学苑の講座数	226講座	250講座	V 1
人財情報バンク登録者数	157人	180人	V 1
市役所出前講座	25件/年	35件/年	V 1
市民1人当たりの公民館年間利用回数	7.3回	7.5回	V 2
市民1人当たりの図書資料年間貸出点数	5.6冊	5.8冊	IV 3 V 2
市民1人当たりの野外活動センター年間利用回数	0.8回	1.0回	V 2
保護されている指定・登録文化財件数	52件	55件	VI 1
文化財学習講座及び小・中学校学習支援講座数	20講座	30講座	VI 3

資料9の計画案ではP82となります。